

# 卒業研究報告書

研究テーマ：山田羽書（日本最古の紙幣）の一考察  
－通貨史的意義について－

氏 名 大 出 鍋 蔵

## 報告書概要

山田羽書は戦国時代末期ないしは江戸時代始めに、伊勢山田地方に出現したといわれている。この地方には古くから伊勢外宮に仕える御師がおり、全国各地から参宮にあがって来る旦那（信者）を迎え、自らの屋敷に宿泊させ、祈祷を行い、外宮に案内するなどの先導役を勤めていたのである。彼等は自治行政機関として三方会合と呼ばれる組織を持ち、この地方に大きな影響力を持っていた。

当初は旦那が参宮に上がってきた時、金・銀貨での支払いではその額が大き過ぎて支払いに不便なため、「預り証」とか「引換証」として、金額を紙片に記して少額貨幣の代用として使用したのが山田羽書の始まりと伝えられている。

これがすこぶる便利なために、広く町中にも通用するようになり、個人から「組」組織、更には株仲間を結成して連帯責任制をとって銀貨、やがては金貨との兌換を行い、少額貨幣の不足を補って近郷にまで流通したのである。そして江戸幕府の干渉を受けながらも、3世紀の長きに渡り継続して使用され、明治維新まで続いた日本紙幣の源流を探り、その通貨史的意義を明らかにしようとするものである。

## 目 次

### 山田羽書（日本最古の紙幣）の一考察 －通貨史的意義について－

はじめに	
第一章 江戸時代の通貨と山田羽書	..... 2
第一節 江戸時代の通貨	
第二節 山田羽書の出現	
第二章 整備されて行く山田羽書	..... 4
第一節 個人から「組」名義の発行へ	
第二節 山田奉行の間接的支配を受ける	
第三節 株仲間の増加	
第四節 幕府の改鑄（悪鑄）と札遣い禁止令	
第五節 存続される山田羽書	
第三章 山田羽書の発行制度の確立と幕府の政策	..... 6
第一節 山田羽書の発行制度の確立	
第二節 幕府のデフレ政策と山田羽書	
第三節 平価切下げと山田羽書	
第四節 羽書制度の改革	
第五節 再継続発行を許可される山田羽書	
第四章 幕府の管理下におかれた山田羽書	..... 8
第一節 発行限度額以上の増刷	

第二節	関係者処分と山田羽書の大改革	
第三節	準公札となった山田羽書	
第四節	新羽書の発行制度	
第五節	羽書引替店と「組」編成	
第六節	「空札 = 増刷分」の処理	
第七節	新羽書の製造と引替	
第八節	溜まり羽書と「羽書」の散在	
第九節	溜まり羽書対策	
第五章	山田羽書の終末	..... 1 2
第一節	度会府札	
第二節	山田羽書の終末	
結びにかえて		..... 1 4

## はじめに

わが国における紙幣の起源は、戦国末期ないしは江戸時代始め、すなわち16世紀末ないし17世紀の始めに、伊勢地方に出現したと見られている山田羽書にまでさかのぼることが出来る。そして江戸幕府創設の17世紀の始め頃には、この山田羽書の影響から生れた多くの私札類が近畿地方一帯に流通し、やがてこれが17世紀後半以後の全国諸藩における、藩札成立のいとぐちになったと言われている(注1)。他方、西欧では17世紀の中頃、イギリスで最初の私的紙幣「金匠手形」(Goldsmith note)が登場したとされており(注2)、さすればわが国における紙幣の出現の時期はむしろヨーロッパ諸国より早かったと言えよう。そして、このような紙幣が日本で発達した背景には、徳川幕府の全国統一による社会の安定と、それに伴い経済・信用取引の著しい発展があったためであり、更に明治維新以後、日本が西欧の近代的信用・通貨制度の導入を円滑に進めることが出来たのも、このような江戸時代の信用取引・貨幣制度の広範な発達を抜きにしては考えられない。

このように山田羽書と呼ばれている紙幣がヨーロッパに先駆けて日本でなぜ出現したのか、そして江戸時代全期を通じてなぜ流通していったのか、素材価値のほとんどない紙幣が、通貨として流通していった通貨史的意義を、山田羽書の3世紀にわたる歩みを通して探ってみることにしたい。しかし、この事に関する先覚者の研究書は極めて少なく、日本銀行調査局が通貨研究資料(20)として、昭和45(1970)年8月に発行した『山田羽書の事歴』以外には今のところ見当たらないので、これを参考にして、各種関係論文等を参考にしながら研究することにする。

山田羽書が当時の基本通貨であった金貨・銀貨との兌換紙幣であったとはいえ、時の政治権力による強制使用を背景に持つことなく、庶民の間に広く通用してきた理由は「よく整備された発行制度にある」との仮説を立てて考察したい。

## 第一章 江戸時代の通貨と山田羽書

### 第一節 江戸時代の通貨

江戸時代の通貨の基本をなすものは、金貨・銀貨・銭貨の三貨であった。金貨は1両 = 4分 = 16朱の4進法で、当初は小判と1分金が金座で鑄造された計数貨幣であったのに対して、銀貨は1貫 = 1,000匁の10進法のもと、量目不定の丁銀と小玉(豆板)銀が銀座で鑄造され、こちらの方は秤量貨幣であった。この外に贈答・献上用の特殊金貨としての性格の強い大判が大判座で鑄造されて、徳川幕府成立期の慶長年間に、全国通貨としての三貨制度が確立し、それぞれ数回の改鑄が行なわれているが、幕末まで継続して使用されて

いった。ただ銭貨は中世以来使用されていた中国貨幣の永楽銭を中心に、多くの領国で鑄造された鑿銭と言われるものが、当初は継続して使用されており、江戸幕府の統制の下で、独自に銭座を設けて鑄造した寛永通宝が最初の銭貨であるので、正確にはこの時の寛永13(1636)年が全国通貨としての三貨成立と言える。

しかし、幕藩体制下の江戸時代には幕府の許可を得て諸藩が藩内限りの通用を条件にして鑄造した金貨・銀貨もあった。筑前福岡藩の筑前分金、出羽秋田藩の封銀・銀判・1分銀、角館・窪田印銀、陸奥盛岡藩の八匁銀判、会津藩の銀判、仙台藩の小槌銀、加賀金沢藩の南鐐1分銀などがそれである(注3)。

他方、紙幣も数多く江戸幕府成立前後には発行をみている。それらは大別して私札と藩札に別けられるが、前者の主なものとしては、後述する山田羽書を初発に、これをモデルにしたと思われる宇治、射和、松阪、摂津、河内、大和下市など近畿圏を中心として出現した。藩札は半世紀程遅れての発行であったが、長期間発行されていったものは少なく、大半は漸次姿を消していった。しかし、19世紀以降、幕末から明治維新に至る期間には多種多様な私札・藩札が発行されていった。

## 第二節 山田羽書の出現

現在、日本最古の紙幣と言われている伊勢国宇治山田地方で発行されたと思われる「山田羽書」と稱するものが、日本銀行の貨幣博物館に展示されているが、その紙片に記載されている文字から、慶長15(1610)年と推定されている。また、享和2(1802)年に書かれた度会貞多著、『大神宮叢書神宮隨筆大成』後編の「神境秘事談」によると、

山田羽書の事は慶長の頃より始まり、元は金子のとりやるせるに、何分何厘などいへる端のむつかしければ、紙へ書、切手てふものにてわたし、いつにても料銭に引かふる事にてありしが、此事いとたよりよければ、後は三分・五分より壹匁に及びて、いまの羽書てふものとなりぬ。

と述べられている。すなわち、金銭のやりとりに端数が出て不便なので、その端数を紙に書いて相手に渡し、何時でも現金と引き換えることにしていたが、やがて、三分・五分・一匁と書かれた現在のよう羽書になったというのである。200年後の記述ではあるが、山田羽書が金銭のやりとりにおいて、少額貨幣の不足から生れたことを示している。当初は「預り証」もしくは「引換証」であったことは間違いない。

この「預り証」又は「引換証」をめぐって研究者には紙幣と見るか否かの論争がある。田谷博吉(阪南大学長)氏によれば(注4)、

正貨と引換えられる紙券であれば、ただそれだけで、人々の間を、転々として流通したかということ、そこには、やはり富裕な御師たちの支払い能力に対する世人の信用が、支えになっていたことを、見のがすわけにはいかないであろう。……中略……山田の御師たちを、単に伊勢の国の商人と規定するとともに、もとは参宮費の預り証から出発している山田羽書を、伊勢の国の商人の信用を基礎にして発生した紙幣であったと説明しているがごときは、全く史実を無視して構築した説明である。山田羽書をそれが流通した時代とかかわりなく、信用貨幣そのものであったとする藩札史家もあって、私達としてはどうてい賛同することが出来ない。

と述べている。

これに対し『江戸時代の紙幣』の編集者である鶴岡実枝子氏は(注5)、

確かに江戸期の山田・宇治羽書は、そのような形で通用したのであるから、他地の富商たちが発行した私札と区別すべしとする田谷氏の指摘は傾聴に値する。ただ当時の、御師の実態は不明であるし、江戸期の慣行をそのまま近世初頭まで遡らせることが可能なのか、判断の難しいところではある。

と述べている。

また、作道洋太郎(大阪大学教授)氏は論説「近世経済発展と藩札の発行」-田谷博吉氏の見解に対する私見-(注6)の中で、

江戸初期の伊勢の羽書から近畿地方の私札は、主として札元の役割を果たしたとみられる単独あるいは複数の商人グループの商人信用によって、通貨としての社会的信認

性が紙幣に付与された。

と述べている。問題の一つは御師が商人と言えるかどうかの論争であるが、御師は全国の壇家廻り（莫大な利益を生む）をして参詣を促し、参宮してくれば自らの屋敷に旦那（信者）を宿泊させる旅館業をしており、外宮への参詣の案内をしていた（注7）ので、商人として見ることも決して不合理とは思えないし、「神」につかえるものとして、社会的信用も十分あったものと考えられる。

さすれば当初、山田羽書が御師個人の発行であったとしても、その社会的信用を持って発行した「預り証」であっても、それが実態として通貨と同様な流通をしていったと見ることができるのであれば、紙幣の発端と考えて差し支えないと思う。日本銀行の貨幣博物館に展示されている、現存する最古の山田羽書（慶長15=1610年）と言われるものは、すでに一定の形式を調べており、手書きの部分もあるが多くは印刷（印判形式）されたものであり、羽書と引換に銀（正貨）を渡すことや有効期間が2年であることが明記されている。発行者はまだ個人であるが、当初の引換証や預り証ではなく、この段階ですでに御師と諸国の旦那との間で取り交わされただけの紙片ではなく、紙幣として人々の間に流通し始めたものと考えられる。人々が何の疑いもなく紙幣として安心して使用していれば、それは立派に紙幣と言えるものである。

## 第二章 整備されて行く山田羽書

### 第一節 個人から「組」名儀の発行へ

慶長8(1603)年の幕府朱印状によると、山田三方会合（御師の連合組織）が同地方の自治行政機関として公認された頃から羽書監督権が追々と三方会合に帰属するようになっていったと思われる。始めは特定の制度的規制は存在せず、専らこれまでの慣習に従って発行されていったものと思われる。この点について「羽書考」（注8）では

はじめは人員・金員等の定めもなく、各自の宅にて製造し、体裁一様ならず、されば山田の人にて元羽書屋を勤めし宇仁田宗馨翁が所有せらるる寛文頃の羽書は6分・7分等にて裏版なし。

と述べられている。恐らくこれが実情であろう。

元和9(1623)年頃になると、羽書の形態が縮小し、かつ額面表示形式も「請取札」から「預り札」に変わり、図柄も更に精巧になり、発行責任が「組」による連帯責任制となってきたことに特徴がある。御師仲間の信用制度として発達し、組合的規制でその価値の保証が行なわれるほかは、単なる債務証書として幕府の保護を全く受けないものであり、この段階での羽書は単に流通貨幣の不便・不足を補うものであった。しかし、一般の人々にも広がるにつれて、発行高も増え、それだけ債務も増加していけば、より強固な兌換のための信用確保が必要となり、「組」名義による連帯責任制度の確立は兌換紙幣としては当然のことである。

### 第二節 山田奉行の間接的支配を受ける

しかるに寛永8(1631)年、幕府が7代目の奉行として花房志摩守孝次を任命した時から、公式に羽書に関する事を三方会合に直接つかさどらせ、奉行所は間接的な取締りを行なうことになった。その結果、この頃から羽書の制度も徐々に整備されていった。すなわち過度の膨脹を防ぐため、三方会合の支配管理の下に連帯責任を有する株仲間を組織させ、各組の成員を株主（羽書発行者）として、総株数・一人当りの羽書発行高等を定め、各株主から質物（抵当物件で、おおむね不動産を提供させ、これの売買・質入は禁止された）を差入れさせて羽書の信用を保証した。羽書は元来銀札（銀兌換券）で、1匁・5分・3分・2分の4種があり、表に「丁銀」と記され、正金銀と引換える場合、5%の打歩を付ける（例えば金1両を銀時価60匁とするれば羽書相場は63匁となる）定めであった。寛文3(1663)年4月、山田に3ヶ所の羽書引換店が設けられた時も、羽書と金銀交換打歩は5%とするよう三方会合から申し渡されている。しかしその後、年来の銀の海外流出に加えて、全国的な金銀の減産傾向が著しくなり、その影響から羽書の正貨に対する打歩が暫次高騰

し、時には15～16%にも達する有様で、羽書屋の間に不安な情勢が生じたので、寛文8(1668)年11月羽書関係者協議の結果、羽書を従来の「丁銀札」から「金札」に改め、羽書の券面に「羽書64匁をもって金1両と引き替える」旨表示することにした。ここにおいて羽書の形式は、従来同様の銀札の体裁をとりながらも、実質的には金価値と直接的かつ固定的な関係をもたせることにより、羽書の価値の安定を図ろうとしたのである。

ここに銀札(銀兌換券)と本質を全く異にする「羽書札=表示の64匁とは羽書64枚という意味にすぎない」というものが成立したのである。ただし、實際上これが金兌換券であったかどうかは疑問が多い。おそらく金1両に対する時価相場の銀で兌換されたと思われるが、しかし、従来と異なり対金価格が固定している以上、羽書の価値が動揺することはなくなった。ついで延宝5(1677)年11月、「羽書株質物の内証売買は買い損とする」旨のお触れが出た。流通保証のさらなる強化である。ただし、この頃でもそれぞれの株仲間の株主数はまだ一定していなかった。また、羽書は流通中、当然汚損滅失するものもあるので、7～8年目に「総押替」と称する措置を行なった。すなわち、旧札を全部回収して、これと引替に新札を発行した。新札は裏判一面を変更する。回収した旧札は切捨て破棄する。新札の製造費(紙代・印刷費用・賃銀その他)は、7～8年間の流通中に滅失した分で、大体賄い得たので、羽書株の者が負担する必要はあまりなかった。この様にして山田羽書は山田奉行の間接支配を受けながらも、三方会合の自主的運営の基に兌換紙幣として流通していった。

### 第三節 株仲間の増加

貞享5(1688) = 元禄元年2月13日、羽書払底の対策として、「従来の株仲間のもの以外に新たに羽書発行を希望するものがあれば、一組10人宛申合せの上、質物を書き付けて20日までに平大夫・善兵衛方へ持参せよ」という御触書が出た。このことは、元禄初年頃、すでに両宮を中心にした宇治・山田地域が繁昌していて、羽書が盛んに流通していたことを示すと同時に、この頃から一組あたりの株主が一定してきたことを示している。人々の往来が激しくなり、貨幣(紙幣)の必要が増したのであろう。貨幣を必要とする人が増加すれば、貨幣は需要にこたえて供給されなければならない。その後、元禄11(1698)年に至り、当時羽書がよく流通していたため、更に三組分30人の新規羽書発行希望者を再募集した。その結果、羽書屋総数は28組229人(一組は5～10人)、羽書高687貫目(ただし一人前3貫宛。内訳は1匁札2,700枚、5分札、3分札、2分札、各300枚宛)となった。開幕以来一世紀を迎えて幕藩体制は、平和の到来と共に、人口の増加・生産向上・全国的商業活動の進展、奢侈的風潮と消費景気が、市場における通貨需要を一層増大させたものであり、山田羽書の増加となって現れていったと考える。

### 第四節 幕府の改鑄(悪鑄)と札遣い禁止令

幕府は通貨不足を補うために、改鑄を実施して通貨量の増大を計ると共に、改鑄差益(出目)の取得を狙って、第一次(元禄8～13)、第二次(宝永3～7)、第三次(宝永7～正徳3)と相次いで金銀貨幣の品位更改(悪鑄)政策を実施し、他方3貨相場の安定策として、元禄13(1700)年から宝永4(1707)年にかけて、寛永通宝銭の悪鑄(萩原銭)を行ない、更に宝永5年には宝永通宝(当拾大銭)なる劣悪銭を大量に鑄造した。しかし、信用経済の発展と、通貨の不足傾向はおのずと紙幣の盛行を招き、藩札の増大をもたらした。かくして宝永4(1707)年10月23日に至り、幕府はついに全国の札遣いを厳禁するという強力な紙幣措置を実施した。その理由の要点は「各藩により藩札の流通している処と然らざる処がある場合、一般に貨幣政策上好ましからざる結果を生ずる」というものであった。だが、これは表面的な理由に過ぎず、真の狙いは、元禄改鑄の悪貨や宝永5年発行予定の「宝永通宝」の流通を促進するための、換言すれば正貨の流通促進による全国的な権力集中の実を狙ったものであった。この禁令は全国諸藩に大恐慌をまき起し、いずれも銀札(藩札)と正銀引換に苦慮し、ほとんどが一方的に部分償還を行なったにとどまり、庶民に与えた打撃は甚大なものであった(注9)。

### 第五節 存続される山田羽書

この時山田においても、同23日年寄当番が奉行所に呼び出され、10月26日から50日間のうちに山田羽書の正銀兌換を実施し、それ以後は通用を禁止する旨の達しを受けた。そこで山田三方では「神領羽書の儀は特別の由緒あるにより」今後も引き続いて通用を許可してほしい旨山田奉行（長谷川周防守重章・佐野豊前守直行）に願書を差し出した処、両奉行よりこれを幕府へ上申され、その結果12月19日に至り、江戸より飛脚が到着、江戸御用番井上河内守より「伊勢両宮は守護不入の地であるから、格別の事例として神領内だけに限り羽書の通用を許可する」旨の達しを受けた。そこで同日、長谷川周防守より、また翌5年1月6日佐野豊前守より、それぞれ山田三方に対してこの旨通達された。ここに引き続き山田羽書は存続されることになった。しかし、なぜか宇治羽書は継続の願書は提出せず、姿を消していった。

なお、先の10月23日の紙幣通用禁止の布告に伴い、三方会合では幕府に対し特別免除の申請を行なう一方、町々の年寄りに対し、「羽書の引替に即時応じ得るものの人数、当面正金の準備はなくても、提供質物を処分することによって、来月15日までに現金を才覚し交換に応じ得るものの人数、手許資金もなく、質物による現金調達も出来ず、従って羽書引替が不能のものの人数」、を羽書屋年行事たちに調査させるように命じた。

しかし、その報告が疑わしいとして、再び11月24日に町々の年寄りに対して更に入念な調査を求め、羽書屋一人宛の回答を誓約書の形式で、29日までに提出させるよう命じている。この事実は、この頃すでに羽書の発行準備に、かなり弛みが生じてきていたことを窺わせるもので、幕府の禁止令がそのまま実施されていたならば、山田羽書の一部にも混乱が発生していたであろう。詳細な理由はわからないが、自らの収支バランスを越えて発行を行っていた者（株仲間）がいたのである。

## 第三章 山田羽書の発行制度の確立と幕府の政策

### 第一節 山田羽書の発行制度の確立

宝永6(1709)年5月三方会合は、羽書の新刷を機会に始めて、新旧羽書の全面的交換を実施する旨、町内の月行事を通じて通達した。依ってこの時から、例外はあったが7年目毎に新旧札の引替を行ない、旧札を切捨てるのが原則となっていく。これらの羽書は町々に貸し付けられ、その利子収入をもって三方会合の経費を補うこととされ、ここにおいて山田羽書は流通貨幣的性格と同時に、財政貨幣的性格をも色濃く持つものになった。

更にこの頃から、1株当たりの羽書は3貫200目（=50両）、羽書発行高は20,200両に定まってきた(注10)。一時は総株数434株、従って羽書発行高は1,390貫目余（=21,731両余）とされたこともあったが、寛政2(1790)年の羽書制度改革まで続き、この期に至ってようやく山田羽書は株総数・組数・人員・発行高・発行期間・責任体制などが確立され、広く人々に信用される紙幣として幕末まで流通する発行制度の確立を終えたのであった。それを図表で示せばおおよそ下図のようになる。

#### < 発行主体と年代及び羽書の形態 >

御師個人	「組」	株仲間	三方会合
個人責任制	組による連帯責任制	株仲間による連帯責任制	全員による連帯責任制
1600年頃～ 「預り証」 「引換証」 銀兌換券	1623年頃～ 「債務証書」 銀兌換券	1631年～ (質物を提出、一人当りの発行高・総株数決定) 1668年から「金札」へ	1709年～ (株総数・組数・人員発行高・発行期間などを決める) 金兌換券

## 第二節 幕府のデフレ政策と山田羽書

元禄以降の貨幣改鑄が世間の消費景気をあおり、元禄文化の華麗な一時期を築いた反面、インフレが士農階級の生活を甚だしく困難にしていっていった。そのため、商業経済の安定をはかり、庶民の生活を物価変動から守ることを目的として、通貨政策の大転換（デフレ政策）が実施されたのが正徳～享保の時代であった。その基本とするところは「慶長古制への復帰」であった。幕府は正徳3(1713)年6月、改鑄の指導者萩原重秀を弾劾し、新井白石の幣制改革に関する建議を採択して、翌4年5月から幣制改革に着手して、慶長金銀貨なみの正徳金銀貨を鑄造した。この幣制復古政策の方針を踏襲しつつ、これを更に推進したのが、八代将軍吉宗による「享保幣制」である。これは彼の幕政一般に対する家康時代への復帰を目標とする「享保の政治改革」の一環をなすものであった。

しかしながら、幕府の手許の改鑄用金銀資材は不足がちで、専ら新貨と交換回収した旧貨（悪貨）を鑄直してこれに充当することにしたので、結局鑄造高の制約から、貨幣量は減少して金融はとかく円滑を欠くこととなった。この享保3～4年の新貨増鑄と並んで実施された旧貨幣通用禁止措置により、物価は旧貨幣の2倍以上の価値を持つ新貨幣をもって表示されることとなったため、米を始め一般物価は急落するに至った。特に享保末年頃は米の豊作の影響からこの傾向が甚だしかった。

かかる米価の下落が米穀をもって収入の主体としていた士農階級の困窮化を引き起こし、ひいては商況不振・雇用減退等をもたらした。そのため事態の深刻化に直面して、遂に幕府は享保末期にはデフレ政策を放棄し、貨幣の切下げによる金詰まりの緩和と米価引上げ策に転換せざるを得なくなった。この政策転換によって山田羽書はどのような影響を受けたのであろうか。宝永7(1710)年以来鑄造されていた金貨「乾字金」が享保3(1718)年に通用を停止されたのに伴い、翌4年6月8日、当時通用中の山田羽書2匁相当額と新羽書1匁相当額との交換が実施された。この新規発行の羽書を「新金羽書」と称したが、総発行高は従来通り20,200両に変化はなかった。正貨に連動している山田羽書も新紙幣をもって切下げせざるを得なかった。また、この影響は先の「札遣い禁止令」にも及び、藩札発行の前例がある藩に限り札遣いの再開を許可したので、24年間の空白期間の後、再び藩札の通用を見ることとなった。しかし、なぜか宇治羽書はこの時も再発行を願い出ることはなかった。

## 第三節 平価切下げと山田羽書

享保初期の幣制改革の行過ぎを是正し、適正通貨量を確保し、景気を振興しようとする動きは享保末期から現れたが、更にこれを推し進めたのが元文元(1736)年に実施された「元文の金銀改鑄」であった。元文の金銀貨は品位・量目において慶長・正徳・享保のものよりかなり劣るとはいえ、宝永のものに比べれば優っていた。そのため、この貨幣は基本的には以後、文化年間に至る約80年間も維持され通用していった。このことはそれが当時の経済の実情から甚だしく乖離するものでなかったという証左といえよう。ようするに「元文の改鑄」とは平価切下げ措置を内容とするものであり、その結果享保15年に再開を許可された藩札についても、正貨の切下げに応じて新旧札の引替が行なわれた。

山田羽書の場合は元文2(1737)年6月7日、旧羽書1匁に対して新羽書1匁6分5厘、すなわち6割半増の割で交換を実施した。従って従来発行高は、1株3貫200目、404人として総額1,292貫800目=20,200両であったが、これに6割5分の増加札、840貫320目=13,130両を加えると計2,133貫120目=33,330両となる。このうち11,046両余については、山田の町々の富裕者から三方会合所が借入れた資金で銷却、従って残高は1,426貫120目=22,283両余と限度外発行高は133貫320目=2,083両となり、これを404株に割り付けると1株当たり3貫530目、すなわち元高を330目上回ることとなった。そのため、上記借入金の返済については寛保3(1743)年に至り、更に低利資金を借入れてこれを年1割で運用するよう羽書引替店の辻市郎右衛門に命じ、その貸付利益をもって山田の町々の債権者に12年賦で返済することとした(注11)。

かくして幕府の積極的通貨政策の展開を反映して、元文以降藩札は全国諸藩の財政不足

を補う即効手段として盛んに利用され、その結果とかく安易放漫に流れてインフレを促進し、ついに破綻を来した例も少なくなかった。このように紙幣が財政手段として利用される傾向は、山田羽書の場合も例外ではなかった。本来小額取引用の流通手段として出発した羽書が会合所の管理下に入ると共に、漸次会合所の財政不足を補う・「財政貨幣」的萌芽を生じてきたことであるが、ここに来て、特に注意すべきは株仲間や会合の外に、御師の者が自己の家計を賄うために羽書発行を利用するに至ったことである。

#### 第四節 羽書制度の改革

このように三方会合の羽書監督権や、御師の地位の濫用が著しくなったため、元文5(1740)年に山田奉行加藤飛驒守明雅の手により羽書制度の改革措置が実施された。その措置の内容を摘記すれば以下の通り(注12)

1, 羽書の総株数は40組404株、発行高は1株当たり銀3貫200目=金50両、総額20,200両とする。1株当たり50両の内訳は、1匁札46両3分、2朱、5分・3分・2分各札は各200枚、計3両2朱。

2, 1株につき銀5貫目=金83両相当の引当質地の抵当物件を三方会合に差入れさせ、これに各50両宛の新羽書を交付する。羽書発行責任者は「山田羽書総中」とする。

3, 7年目毎に新旧札引替を行なう。

4, 羽書は引替店に持参すれば、何時でも無手数料で正貨と引替える。

5, 新羽書の様式は次のとおりとする。

種類は4種で、1匁札の用紙は白色、5分札は青色、3分札は赤色、2分札は黄色とする。

表判は404種とする。

裏判の七福神像は7年目毎に変更する。

引換文言は従来通り「以六拾四匁金壹両相渡可申候」と表示する。

以上の決定により、元文から寛保(1736~1743)にかけて、発行総額20,200両、1株発行高3貫200目=50両、総株主数404人の建前はほぼ確立した。また、羽書は事実上、銀呼称の金札=金兌換紙幣でもあった。

#### 第五節 再継続発行を許可される山田羽書

幕府の通貨政策転換に伴う金・銀・銭の藩札再開の許可以来、封鎖的な領域経済から全国的な経済の発展過程を反映して、各藩ともしきりに藩札を発行、その結果幕府の通貨統一政策に背馳するだけでなく、しばしば濫発の弊害が目立ってきたため、宝暦9(1759)年8月12日幕府は全国諸藩に対し、従来許可されていた藩の外は、今後の銀札の新規発行は認めない。金・銭札については仮令従来通用を認められている藩でも、その通用期限の経過後は新規の発行を禁止する。とのお触れを出した。ところが、この幕命を民間においては札遣いの全面禁止と誤解され、各地に騒動を引き起こした。山田羽書も当然の適用を受ける筈であったが、先の宝永期の特別免除の前例によって、再び同年10月4日特に継続発行を許可された。その後明和7(1770)年、安永4(1775)年、天明6(1786)年と山田羽書の「惣押替」がおこなわれた。そして天明6年の時から、新旧札引替のための諸支出(新札製造費を含む)は、三方会合所が負担することとなった。従来はこれら諸費用については特に負担者はなく、流通中の滅失分のほか、新規発行札をもってこれに充当するのが例であった。新札で製造費を賄う場合、当然羽書は旧札の引替高をその分だけ上回ることとなり、「惣押替」の都度残高は増大していった。ようやくこのことに気付いた三方会合では、天明6年の惣押替に当たって、自から製造費を賄うこととしたのである。

### 第四章 幕府の管理下におかれた山田羽書

#### 第一節 発行限度額以上の増刷

羽書の株数や発行総額・兌換制度などを確立して、一般の人々にも通用を一段と広げていった山田羽書も、その後、年を経るに従って20,200両の定額のほか、三方会合所や有力

年寄が自己のために、発行限度額を超えて羽書を発行するという専権の例が多くなり、また7年目毎に新札を出し、引替済の旧札は廃棄するという規定が、必ずしも遵守されないで引替が延引するなど、その運営や財政処理面にいろいろと弊害が目立ってきた。当時、羽書の世話役として年行事があったが、実権は会合所、特に足代玄蕃等有力者が握っていた。

更に山田羽書は山田・宇治の外、松阪・津領・鳥羽領・桑名領まで流通しており、むしろ払底すべき筈であるにもかかわらず、逆に三方会合には「滞り羽書」(注13)が大量に保管されているのは、あるいは会合所が勝手に増刷したのではないかとの疑念を奉行所内部に抱かせた。そして、寛政2(1790)年12月、突如として両会合所の仕法並びに羽書仕法に大改革が加えられることとなった。

すなわち、天明6(1786)年山田奉行に就任した野一色兵庫頭は、数年間の在勤の後、因習久しい山田地方の政治経済上の弊害の根因を除去しようとして決意して、寛政2年3月、江戸におもむいて幕閣と協議した結果、同年12月、幕府財政通の御勘定役2名と御普請役2名が江戸から山田へ出張してきた。そして両会合所の事務・財政監査を実施した結果、三方会合内部の種々の不都合が摘発されていた。そのため、関係者の処分と両会合の職掌並びに羽書発行制度の大改革が実施され、綱記肅正が断行された。この措置は当然、以後の山田地方の政治経済に対して、大きな衝撃を与えることは避けられないものであった。

### 第二節 関係者処分と山田羽書の大改革

寛政2(1790)年12月12日、羽書関係者全員が奉行所へ召喚されて取調べを受けた後、16日に処分の申渡しがあった。その内容は、従来会合所で専権著しかった年寄足代玄蕃は、会合支配の怠慢や非分のかどで役儀取放ちの上、押込(生涯門外不出。但し同人後役は俣または身内の者に相続を許された)、御師の有力者であった3名は閉門を命ぜられた。

また三方役員24名のうち7名は不座、残り17名は叱責処分 = 「銀札之儀等閑二任セ置候不埒、急渡叱り置可申」を受けた。その他羽書株のもの全員に対しても、7年目毎の新羽書への引替を延引した理由で叱責の上、これまで差し入れていた羽書発行の質物(抵当)を返還する代りに、改めて奉行所へ毎年2両宛10ヶ年、合計20両の積立金を上納するよう命じられた。

他方、奉行所は11月16日、山田の富商7名に対して1人当たり1,500両宛の御用金を申し付け、すみやかに奉行所へ持参するよう命じた。これに対し、山川八兵衛は到底不可能の由を申し立て断わったが、他の6名は嘆願して、伊藤与四兵衛のみ不如意の故をもって500両で許された。かくして12月16日、上納された計5,500両を、奉行所は即時預り手形と引替に各自にそのまま預け、年々利子のみ上納させることにした。

その受取書には「右は此度銀札為御手当銀其方共願之上出金上納請取之候」とあり、結局この御用金は形式上は羽書発行の担保のようなものであるが、むしろ奉行所が彼等の人物・資力を試みるための、言い換えれば羽書取締役としての身元保証金の意味を持つものと考えられる。

なお御用金を断わった山川八兵衛は、「押込め」の処分を受けた。幕府の改革の決意が強固であったことをよく示している。

### 第三節 準公札となった山田羽書

この改革措置で山田羽書にとって最も重大なことは、従来大幅な自治が認められていた伊勢神領地が、以後幕府 = 山田奉行の干渉支配を受けることになったことと、これまで幕府の特許のもとで自主的な羽書発行権を保持してきた三方会合所が、今後羽書発行について山田奉行の直接監督を受けることになったことである。事実上、羽書管理権を山田奉行に取り上げられたのであった。

言うまでもなく、紙幣発行に伴う利益は、正貨準備を超えて発行することによって得る金融効果に基づく。しかるに、この改革以後、山田羽書の株仲間は単なる発行名義人として、自己に割り当られた額の羽書を、それぞれ自己の名義で発行するだけで、なんら発行引替等に関与する余地はなくなった。その結果、発行利益はすべて失われ、ただ名義を貸

すだけで羽書の信用を維持するものになってしまった。しかも兌換準備として「手当金」の上納さえ命じられた。また取締役以下旧三方会合の年寄りたちも、以後は専ら奉行の命令に従って羽書発行その他の事務を執行するだけになってしまった。

それに反して、従来単なる監督機関にとどまっていた山田奉行が、以後羽書発行の中心機関となり、後述するが羽書製造費・溜まり羽書利息・役員たちの給料手当等を支出する一方、羽書による一般向公金貸付、その他運用利益を受けることになったのである。権力とは無縁の中で発行され、人々に信用されて近隣の地域まで通用してきた山田羽書も、遂に時の権力支配による準公札のようになってしまったのである。

#### 第四節 新羽書の発行制度

新羽書の発行制度の内容は次の通りである(注14)。

1, 羽書株仲間404名は各自毎年2両宛10ヶ年賦で計20両の積立金を奉行所へ上納する。その方法は羽書仲間を203名と201名に分け、各組に1名宛の世話人を置き、全員連帯責任で、毎年2月20日と5月20日に各自1両宛世話人を通じて分納する。合計8,080両は奉行所が保管し、羽書発行の準備金の一部に充当する。その代りに、先に各自が三方会合所に差入れてあった銀5貫目=83両相当の引当質金は各自に差し戻す。

2, 6名の羽書取締役は二人扶持・帯刀御免の待遇を受け、計5,500両を奉行所に上納、奉行所は直ちにこれを各自に貸下げ、年利1割を上納させる。

3, 羽書に精通している御師4名を羽書年行事に任命し、役手当金として年額計15両を12月に支給する。

4, 三方年寄より三方当番を出し、これと羽書年行事、羽書取締役を羽書三役と称し、今後の羽書関係事項はすべてこの三役合議の上、奉行所の監督指示を受けて処理する。

5, 会合の経費357両余は奉行所より支給する。

6, 羽書発行高は20,200両=1,292貫800匁とし、種類は次の4種とする。1匁札は白色、5分札は青色、3分札は赤色、2分札は黄色で、大きさはいずれも縦5寸1分、横1寸とする。

7, 羽書株主は全体で39組404人とし、更にこれを大小二組に分け、それぞれ次のように割当て。大組は6組131人とし、1匁札のみ1人当たり3貫200匁=50両、総額419貫200匁=6,550両。小組は33組273人で、1人当たり1匁札3貫目・5分札100匁・3分札60匁・2分札40匁の計3貫200匁、総額873貫600匁=13,650両。

なお羽書の製造については、名義上は依然としてこれら404人の株仲間であるが、用紙代・判代・印刷費用等はすべて奉行所が支出する。

8, 羽書新札の製造・発行・旧札との引替は7年目毎に実施する。製造済みの羽書については、奉行所役人2名が三方会合所へ出張、その臨席のもとに三役一同が取扱の調印を行ない、かつ現物は三役立合いで封印し奉行所へ提出の上、これを三方会合所が預かる。印刷原板は三役立合、封印後奉行所へ納める。羽書発行の際は取締役1両名立会のもとに開封し、これを宇仁田仁兵衛の羽書引替店に交付する。そして、書面をもってこの旨直ちに奉行に報告する。羽書引替店に対しては、役料として「会合諸入用」金のなかから年額50両宛支給、ただしこのうち10両は召使の筆工料である。

以上のようにすべての事項に奉行所が関与することになり、事務的なもののみが三方会合所に課せられたのであった。しかし、羽書の信用維持はいぜんとして三方会合に負わせたのである。私札が準公札(藩札)になったと言えよう。

#### 第五節 羽書引替店と「組」編成

羽書引替店とは、羽書と正金との兌換、及び新旧札交換に当る発行機関である。寛文3(1663)年には3軒設けられていたが、元文頃(1736~40)から1軒となった。この寛政羽書の改革に際しても宇仁田店一軒に特定した。当初新旧羽書の引替手続は、所持人が直接会合所へ持参して引替を受けることになっていたが、一般の利便を考慮して大改革実施直後、宇仁田仁兵衛に羽書引替店を特許したのである。新発行の羽書は封切後引替店に交付される。この時会合所では、「封切帳=発行高帳」に封切高を記入する。また引替店は偽

造羽書取締の任にも当った。引替店役料は寛政改革以前は、三方会合所より1ヶ年70両宛支給されていたが、以後は前記の通り会合諸入用から50両宛支給されることとなった。

羽書株の組編成については、この改革で404人の株主が、羽書積立金上納のため上・下両組に分けられ、また羽書発行のために大・小両組に分けられたのであるが、その内部における地域別の組別けについては、改革以前の組織がそのまま踏襲された。そのため、改革時の新札製造に際しても、その判形はそのまま使用され、しかもそれは後々までほとんど変化はなかった。

しかしながら、羽書株は、その後次々と譲渡引受が行なわれ、株主の実体は羽書面に表示されたものとは大幅に変化していった。すでにこの改革においても大々的な人的編成替が行なわれている。また羽書株は家に付属したものであるから、もし株主が絶家となった場合は、おおむね親戚の者がこれを引受けるのが慣例であった。

#### 第六節 「空札 = 増刷分」の処理

羽書の発行限度は既述の通り、享保から元文の頃には原則として20,200両とされていたが、その後の増刷により、寛政2年の大改革時の発行高は28,283両余と、8,083両余の空札が出ていたのである。そこで奉行所ではその銷却方法として、年々500両宛正貨を支出して4,500両を自身で引受け、残り3,583両は三方会合所の責任として銷却するよう指示した。ただし、この空札高に相当する旧札も、当面新羽書として会合所名義で発行され、交換されていたのであった。かくして寛政9(1797)年の計算によれば、寛政3～9年の7年間に、奉行所から3,500両、会合所からは1,406両、計4,906両の銷却が行なわれ、更に文化7(1810)年までには両者で計7,00両余を減少させ、翌文化8年末に全空札の銷却を完了した(注15)。このように増刷分の完全処理には、22年の長期間を要したのであった。

#### 第七節 新羽書の製造と引替

羽書は三役立会のもとに三方会合所において印刷され、順次封印の後、一旦会合所の土蔵に収納され、一定額に達した処で改めて引替店に交付される。羽書用紙は、美濃国岐阜の紙商人、出口新左衛門より調達するのが例とされた。羽書に押捺する各種の印判のうち最も重要なものは、裏判の上部に押捺される七福神の像である。これは京都の彫刻師に依頼して制作された。これらの用紙代や彫刻料は奉行所から支払われ、また用紙の運送は公用物としての扱いを受けるようになったのは、この寛政の大改革時からであった。

改革後最初の新札製造の着手は寛政2年12月で、この新札が1万両準備出来るのを待って、翌3年1月28日に宇仁田店に交付、新旧札交換が開始された。そして引替期間満了日の4年9月末日まで順次印刷を続けながら引替を実施していった。この22ヶ月間は新旧札の併用が認められた。そして23ヶ月以降の引替は無効となった。なお山田領外の近隣の地に対しても、新旧羽書の引替通知が「三方」名で出された。また、羽書製造費は文化7(1810)年から嘉永7(1854)年までの間の8回分についてみると、この44年間に50%の上昇を遂げている。化政期から幕末にかけての物価騰貴を反映するものであった。

#### 第八節 溜まり羽書と「羽書」の散在

山田羽書の発行高20,200両に対する正貨準備金は、前記羽書取締役上納金5,500両と、羽書株仲間の上納積立金8,080両、計13,580両である。そして、この正貨準備は本来引替資金の意味を持つものであるから、その一部は当然宇仁田引替店に預託されるべきものであるが、実際には引替店は自己資金を持って正貨兌換に応じることになっていた。その結果、引替店に流入し、滞留した羽書を「溜まり羽書」と称した。従ってその残高である兌換に要した正金額は、引替店の奉行所に対する債権となり、奉行所は年一割の利息を月割にして、三方会合所を経て引替店に対し支払うことになっていた。

この溜まり羽書のうち、引替所要分若干を残して、流通から引き揚げることを「封付け」と称した。奉行所はこの封付高と利息高は前年1ヶ年中の毎月分を取りまとめて、毎年1月に三役より奉行所へ報告された。この記録を「溜まり羽書勘定帳」といい、山田奉行から更に江戸幕府勘定所へ提出されていた。このように山田羽書の管理は、江戸幕府の

中央にまで及んでいた。

山田羽書は伊勢神領とその周辺地域における主要取引手段として、極めて大きな経済的機能を果たしていたが、しかし、その本質が信用証券であるため、他領発行の公私紙幣との競合関係から、時には流通事情に変動が見られたことも事実である。溜まり羽書は引替店における正貨兌換の結果滞留したものであるから、溜まり羽書のうち引替店の手許用として若干を残して、奉行所に対する債権として確定された封付高を見れば、その増減から羽書流通の状況が判断出来る。

それ故、封付高の増大は山田領内における正貨または他領札の増大傾向を示すことにほかならない。すでに山田羽書の大改革当時、山田領には松阪羽書が極めてよく流通し、山田羽書の滞留傾向が見られ、引替のため松阪へ回付した松阪羽書は約10,000両に達し、それ以降も毎月1,000両以上もあった。

元来、山田羽書は発行総額20,200両のうち、地元で約6,000両(30%)、松阪その他周辺地域で約14,000両(70%)流通していたと言われている(注16)。従って例えば溜まり羽書が5,000両あった場合、これを全額松阪羽書の流入額に相当するものと仮定すれば、9,000両が他領で流通中の山田羽書とみてよい。このように山田羽書は他領での流通額の方が圧倒的に多い。故に溜まり羽書対策として松阪羽書を集めて松阪方に兌換を請求すれば、逆に相手方から報復的に山田羽書の兌換を要求され、逆効果になる恐れが多分にあり、そのため三方会合所も奉行所もこれを実施するのを躊躇するが多かった。

#### 第九節 溜まり羽書対策

溜まり羽書の利息支払いが増大するにつれて、羽書取締役と奉行所で種々の対策が協議され、松阪羽書の回収と兌換、新旧札の引替延期、溜まり羽書の利息軽減、溜まり羽書の商人等への再貸付が検討された。そのうちを除いて実施されたが効果は上がらなかった。特にによって引替店の正貨準備を二重に圧迫(貸付によって羽書が流通に投入される場合は、見返りに正金が入るわけではなく、当然通貨量の増大を意味する)することになり、やがて引替店は引替正貨に窮するようになり、遂に引替店が辞退願を提出することになった。

その結果、の件は取り止めとなり、山田領内12郷から羽書取引を行なう商人157名を選び、各自に山田羽書を毎月3回5両宛松阪羽書と引替に交付する。松阪羽書を持合せのないものは、正貨で引替させる。引き揚げられた松阪羽書は正貨と兌換のため松阪へ回付することになった。溜まり羽書解消のための、権力による山田羽書の強制使用にほかならなかった。

嘉永3(1850)年6月下旬、山田領内で手広く商売する商人たちが、口銭をとって松阪銀札を正貨と交換する一方、山田羽書を宇仁田店にて正貨と引替えるという取引を行なっていることが判明、彼等は奉行所に呼び出されて厳しく叱責された。このように地元商人たちには山田羽書よりも松阪羽書のほうが信用されたのである。

その理由は、松阪札はその背後に三井・小津・長谷川・長井等の伊勢の富豪による兌換準備があり、かつその発行高も和歌山藩札(松阪は和歌山藩の飛地)に較べて5分の1以下と低く押さえられていた(注17)。そして「64匁をもって金一両と兌換する」という実質的金札表示に対する信用は絶大なものがあり、相場に変動をみることはなかった。和歌山の両替商は手許資金の中に松阪札が混入していれば、これを選別して松阪に送付して利益を得ていたほどである。兌換の責任に応ずる者に対する世間の信頼度の差と言えよう。

### 第五章 山田羽書の終末

#### 第一節 度会府札

慶応3(1867)年10月14日の大政奉還に始まる明治維新政府は、府県制の新設と版籍奉還、廃藩置県により郡県制を基盤とする中央集権体制を確立した。南伊勢の3郡は幕府直轄の神領であったため特別の措置がとられ、山田に「度会府」を置き、府庁は旧山田奉行所跡に設けられ、後に三方会合所跡に移転した。

明治元(1868)年11月30日、旧羽書取締役は度会府権判府事より「目下流通中の太政官札は高額券のため一般流通取引上支障が多い。については当地在来の羽書の低額券を増刷発行したいと思うので、過去の羽書発行についての実情や費用等調査の上、明日度会府に報告するよう」命じられた。翌日、資料を呈示して種々説明したところ、度会府は即日羽書増製方を決定、かつての山田三役とは無関係に、従来羽書取締役の内から3名を新たに度会府御用掛の羽書増製掛責任者に任命した。

明治2年1月7日から新札の製造が始まった。その種類は銀1匁札と4匁札(すなわち64匁=1両として1朱相当札)の2種類であった。4匁札の製造高は20,000両であったが、世間の評判は芳しくなく、早くも翌年4月下旬には1匁札との引替を命ぜられ、遂に6月末日をもって4匁札は通用禁止となった。

かくして度会府は明治4年5月の新貨条例と同年7月の藩札処分の実施により、新貨と交換されるまで、1匁目札の羽書が総額120,000両発行され続けた。この羽書は増製であって、江戸幕府の崩壊と山田奉行所及び三方会合解散後も、以前からこの地方の有力通貨であった4種の1匁札・5分札・3分札・2分札の山田羽書20,200両は、度会府の管理下に依然として通用を認められていたのである。

しかし、成立草々の明治政府の出先機関である度会府は、自らの財政費用の増加を賄うために、なんらかの財政手段を取る必要があった。そのため、この地方に旧幕府時代から特別に免許されていた山田羽書の発行制度を活用して、既に発行されている山田羽書の20,200両の上に、更に120,000両の羽書を、明治政府の許可を得て発行することにしたのであった。

先に明治元年12月、度会府側が説明した「太政官札が高額紙幣であるため、一般の流通に支障が多いので、低額紙幣が必要である」と言うのは全くの口実であった。何となれば今まで発行されてきた山田羽書はすべて低額紙幣であって、通用禁止にはなっておらず、いぜんとして流通機能を果たしていたからである。

## 第二節 山田羽書の終末

明治政府は欧米の先進資本主義国に対抗して国家の独立を維持して行くために、当時まだ自ら封建制を完全に打破するまでに成長していなかった、日本の資本主義経済体制を急速に育て上げるために、諸制度の近代化と国家の手による近代産業の保護育成に着手した。江戸時代の幣制を改革して貨幣金融制度の全国的統一を実施したのもその一つであった。

その要点を述べれば、最初の国家紙幣である太政官札、続いて民部省札の発行、銀目を廃止し、金本位に統一して、円・銭・厘の10進法に改める。ただし開港場に限り1円銀貨を本位貨幣とする、国立銀行条例を發布して信用制度の整備拡充を図る、全国の藩札の整理並びに、新紙幣・銀銅貨の交換に着手する、であった。

については明治4年6月8日、藩札の通用禁止を布告、12月27日藩札を「新紙幣」と引替えることを布告したが、引替価額は全国一律とせず、7月14日現在の現地相場を基準に決定することを布達した。そして翌年8月28日から第一次の交換を開始した。そしてこれが完了したのは明治12年6月であった。2ヶ年間の予告期間を含めると、10ヶ年の長期間を要したのであった。

元来私札として発生し、その後幾多の変遷をしながら発展してきた由緒ある山田羽書も、明治元年の度会府設置に伴い、准政府札(府札)として生れ変わり、その結果、明治4年7月政府が実施した旧幕時代の藩札及び明治維新以降の府藩県札を、すべて整理処分するという措置は、山田羽書にも適用されることになった。

山田羽書の交換比率は1匁札=1銭4厘であったので、羽書銀64匁=1両とすると、新貨の値は約89銭6厘となる。「新貨条例」によれば1両=1円なので、羽書の方が10銭4厘低くなっている。ちなみに松阪羽書の1匁札は1銭5厘であった。

明治8年2月、政府は旧札の通用を同年3月5日限りで一切停止し、すべて新紙幣と交換することを決め、山田羽書の最終的引替を三井組に命じて、山田・松阪の両方に出張所を設けさせ、2月5日から引替を開始し、5月15日をもってその引替事務を終了した。ここに3世紀に及ぶ長い伝統を維持してきた山田羽書は全くその歴史を閉じたのである。

< 山田羽書の略年表 > (西歴による)

1600年頃	: 山田羽書の出現
1603年	: 山田三方会合を自治行政機関として公認
1610年	: 現存する日本最古の山田羽書
1623年頃	: 個人から組組織の発行へ
1631年	: 山田奉行の間接支配を受ける。抵当物件提出。
1636年	: 全国通貨として三貨成立
1640年代	: 英国で金匠手形(Goldsmith note)発行
1668年	: 丁銀札から金札へ
1677年	: 羽書株の質物売買は買い損のお触れ出る
1688年	: 株仲間の増加(第一次)
1695~14年	: 幕府の三次に亘る改鑄が行なわれる
1698年	: 株仲間の増加(第二次)
1707年	: 札遣い禁止令。山田羽書は免除
1709年	: 新旧羽書の全面的交換を実施
1710年	: 幕府、金貨「乾字金」を鑄造
1719年	: 旧羽書2匁と新羽書1匁と交換される
1736年	: 元文の金銀改鑄
1737年	: 現羽書1匁を新羽書1匁6分5厘と交換
1740年	: 山田奉行による羽書制度の改革
1760年	: 羽書の再継続発行を許可される
1770年	: 惣押替が実施される(引続いて1775年、1786年も)
1790年	: 山田奉行による羽書の大改革が実施される。(不正行為者の処罰・新発行制度の実施・新羽書引換店の指定・空札の処理・新札の製造など)、準公札となる
1791年	: 新羽書の発行
1850年	: 松阪羽書が優位になってくる
1867年	: 大政奉還
1868年	: 度会府札(公札)となる
1869年	: 財政費用として大量の増札が実施される
1871年	: 藩札の通用禁止を布告
1875年	: 山田羽書の最終引換終了

結びにかえて

今まで『山田羽書の事歴』を参考にして、江戸時代のを含めて3世紀に及ぶ山田羽書という名の紙幣の発行制度を中心にその歴史を見てきた。この起源については、現在のところ伝聞以外には明らかにすることは出来ないが、伊勢山田地方の御師の信用に基づいて、少額貨幣の不足を補うものとして発行されたものであることは確かなようである。当初は個人レベルの発行(現在日本銀行の貨幣博物館に日本最古の山田羽書として展示されている)であったが、やがて「組」名義から、更に株仲間、そして事実上は三方会合の発行として、逐次制度を整備しながら、幕府の公認のもと幕末、更には明治維新时期まで、素材価値としてはほとんど価値を持たないものが、なぜ長期間継続して通用してきたのか、その事歴を振り返ってあらためて考えて見ることにする。

まず始めに羽書の発行組織と管理面から、時代区分をすればおおよそ次のような4期に大別出来る。

- 初期：御師たちの私札として発行され、幕府の管理を全く受けない時代。(出現～寛永7 = 1630年)
- 中期：山田奉行公認のもとに、山田地方の自治行政機関である三方会合所が羽書発行を管理した時代。(寛永8～寛政元年 = 1631～1789年)
- 後期：山田奉行の管理下で準公札(幕府札)的性格を与えられて発行された時代。(寛政2～慶応3年 = 1790～1867年)
- 終期：度会府(明治政府)の管理下で発行された時代。(明治元～同8年 = 1868～1875年)

伊勢外宮に仕える御師の社会的信用をもって出現した山田羽書は、個人から「組」を結成して連帯責任制を取入れたのが初期の段階である。この時期は幕府との関係は全くなく、同地方の行政機関である三方会合が羽書の管理をしていたのが特徴である。

中期は山田奉行所が間接的ではあるが取締りを行なった時期であり、これによって山田羽書は幕府の公認するものとなり、発行制度も徐々に整備されていった。更にこの期間中に山田羽書は64匁が金1両に兌換されることになり、実質「金札」となった。これによって金銀間の相場に影響されることがなくなり、安定化が図られた。

幕府が完全に山田羽書の管理権を握り、準公札(幕府札)化されたのが後期である。発行制度も更に整備され、この制度は幕末まで続くことになる。もはや三方会合所も株仲間も単なる名義貸しの発行機関に過ぎないものとなる。

終期は明治維新时期であり、発行制度はそのまま、明治新政府の出先機関である度会府の管理下に置かれ、公札として通用し、最終的には新政府の債務として処理されていったのである。

素材価値としてはほとんど価値を持たない紙が紙幣として人々の間に通用するには、貨幣としての一般受容性に対する信頼が最も重要であり、これを補完する十分な兌換準備があること、何時でも誰でも自由に兌換出来ること、偽造防止対策が必要である。

この点から山田羽書を見ても、とかく安価に製造出来るため恣意的に濫発される恐れのある紙幣が、確かな発行制度と十分な兌換準備に裏付けられた、自由な兌換制度を完備しており、偽造防止対策としての精緻な印判、7年ごとの交換など「信用通貨の見本」とも言えるものであり、このような信用制度を具備して、江戸時代を通じて継続して発行されたものは他になく、わが国の通貨史上貴重な存在である。

又、研究者の間では論争があるが、おそらく1600年頃に出現したと思われ、流通実態から見てわが国最古の紙幣として位置付けられ、その後の私札・藩札の原型となり、地方経済に重要な役割を果たしている。

更にこの江戸期の札遣いが、明治維新後のスムーズな紙幣発行の導入にもつながっていると考える。当時の銀1匁がどれほどの価値をもっていたのかを推定することは、価格体系の異なる現在では困難であるが、徳川幕府が小判1両を発行するに当たり、米1石と同等のものとして通用を決めており、この交換価値が長い間維持されていたことから見ると、おおよそ1,000円程度とみられ、山田羽書の額面である1匁、5分、3分、2分の各札は比較的低位の日常通貨であり、広く庶民に遣われたと思われる。他の私札・藩札も同様低位のものが多かった。

発行制度については、伊勢山田地方が古来から神領として「守護不入の地」とされ、江戸時代においても幕府の保護を受け、長い間政治的・経済的に安定を維持していたこと、宝永4(1707)年の「札遣禁止令」においても免除され、神領内での通用を許可されている。又、山田羽書の発行者である御師の経済力と信用力の大きかったことである。

それは近世以降、御師の壇家は全国各地に及んでおり、初穂料・神楽料等の収入は彼らの大きな財政的基盤をなし、神職であるが故に、営利行為の面においても節度を保ち、人々から厚い信頼を受けていたと言われている。このような伊勢神領の特殊事情があるとはいえ、幕府の干渉を受けながら、制度の諸改革を行ってきた山田羽書ほど、完備した発行制度を備えていたものは他にないと言える。

特に山田奉行の完全な管理下に置かれた寛政以降の羽書の発行制度は、一定の発行限度と十分な兌換準備を持ち、羽書の不換紙幣化を防止し、経済を攪乱することのないよう配慮したことは、現代の幣制にも相通ずるものと考えられる。そして山田奉行所と羽書関係者が一体となり羽書の信用保持を第一にして運営に当たっている。

その一つのが発行の仕組みである。個人から組組織、そして株仲間が結成され、更に全株主の連帯責任で羽書を発行する事実上の三方会合所支配となり、更に寛政の大改革以降は組・人数が確定され、全員が保証する体制を確立し、羽書の信用力を一層高めたことである。

第二は発行限度の問題である。組や一部の有力者が自己の利益のために、羽書発行を利用するといった地位濫用も一時は見られたが、発行限度額は20,200両、1株当たりの発行高は銀札で3貫500匁 = 金50両、株主総数404名、7年目ごとに新様式の羽書を発行するということを確認していることである。

第三には十分な正貨準備金を持っていたことである。当初は御師個人の信用と不動産の保証であったが、寛政の大改革後は羽書株仲間の上納積立金計8,080両と、羽書取締役6名の上納金5,500両である。前者は直接の発行準備金で4割の準備率にあたり、大阪城に保管された。後者は第二の準備金と言えるもので、再び強制的に取締役に貸し付けられ、奉行所は年1割の利息を得ていたが、これは発行に伴う諸経費に当てられていた。

実際の山田羽書の正貨兌換については、奉行所は特定引替店を指定して、これに自己資金で立替払させ、奉行所は引替後滞留した羽書に対して利息を支払うという方法をとっていたので、準備金には手を付けることなく明治維新を迎えている。山田の人々はもとより、他の地域の人々も差別なく正貨引替が出来たことは、兌換制度が充分機能していたと言える。

以上のような歴史を持つ山田羽書は日本のみならず世界の通貨史の上でも注目すべきことと言えよう。なお、江戸時代が一地方で発生した「島原の乱」以外に戦乱はなく、平和を維持していたことも、長期間山田羽書が安定して通用していくことに貢献したと考える。

前述したが、紙幣発行に伴う利益は、正貨準備を超えて発行することによって得る金融効果に基づくが、それでは山田羽書の発行による、発行者の手元に残る債務はどのように使用されたのであろうか？

初期は御師がそれぞれ個人として、必要に応じて発行していたもので、組織はなく、兌換も発行者と羽書所持人が直接行なっていたと思われ、御師にとってはそれ程大きな入金があったとは思えないし、支払い時の少額貨幣の不足から出された「預り証」であったことを考えると、短期間に多額の羽書が発行されていったものとは考えにくい。

現在、日銀の貨幣博物館に展示されている、最古の山田羽書の通用期間は2年となつていることなどを考え合わせると、当初は頻繁に兌換が行なわれていたのではないかと推測する。それ故、発行高も多額のものではあるまい。又発行が個人から「組」になっても、連帯責任制度が確立しただけで、当初は兌換準備金の積立や質物の提供もなかった。

しかも、中期においても質物の提供はあったが兌換準備金の積立はなく、ようやく一人当たりの発行限度額が決められたのは1698年である。ここで50両が債務限度額になったことがわかる。しかしこれは一回だけの発行に対するもので、人によっては今までの発行額の累積でしかない者もいたであろうし、御師の運転資金の一部になっていた程度ではなかろうか。又、町々に貸し出されて運用されているものがあるが、その利益は三方会合所の維持費や山田羽書の費用に当らている。

問題は後期の山田羽書の発行にともなう質物を返還して、代りに10ヶ年賦の積立金(8,080両)のことであるが、全額山田奉行所に上納されている。そして他に貸付などされずに、大阪城に保管されて明治維新を迎えていることを考えると、山田羽書は少額貨幣の不足を補うために発行された当初の目的以外には、使用されることがなかったと見ることが出来る。

発行にともなう経費、三方会合の諸費用、溜まり羽書に対する利息の支払いを賄うこと等で利益は相殺されていたのではないかと思われる。溜まり羽書の増加にともなう増加していく利息支払いに苦慮する山田奉行所の姿がそのことを証明している。断言出来ない

のは残念だがこれを裏付ける資料はあまりない。

本来、江戸幕府は全国を統一して貨幣発行権を握り、全国の主要な金・銀産出鉱山を直轄領として、全国支配のさらなる強化を目指していたのであり、幕府成立当初は別として、藩領における貨幣の独自の発行はもとより、私札や藩札の発行についても終始否定的態度であったことは見てきた通りである。

山田羽書は江戸幕府成立以前にすでに出現していたと思われるし、この地が「守護不入の神領」であれば、これを廃止することは成立間もない幕府には容易に出来ることではないし、山田奉行所も町中から離れたところに設置されている。又、少額貨幣の流通不足を補うものであってみれば、幕府の貨幣発行の専権に大きな影響を与えることはないとの判断もあったと考える。

それ故に、幕府の力が増すにつれ徐々に山田奉行所は干渉を強めていったのである。それは廃止を目指すものではなく、円滑な通用を維持し、社会不安を起こすことがないように、常に配慮し信用確保に勤めさせたものと思われる。江戸幕府には「山田羽書発行にともなう利益獲得などは毛頭なかった」と言えよう。

最後に、このつたない私の卒業研究に取り組む動機と機会を与えて戴き、参考文献の紹介や執筆を御指導して下さいました坂井素思先生に厚く御礼申し上げます。

又、市販されていない日本銀行金融研究所の研究資料『山田羽書の事歴』を全文コピーして自宅に送付して下さいました金融研究所に合わせて厚く御礼申し上げます。

#### 注

- (1) 『山田羽書の事歴』日本銀行調査局通貨研究資料(20) 1970年8月、26<sup>頁</sup>-3<sup>頁</sup>
- (2) 「わが国紙幣制度の源流について」日本銀行調査月報 1980年2月号
- (3) 『貨幣-日本史小百科』瀧澤武雄・西脇 康編 東京堂出版 1999年1月
- (4) 「近世日本の紙幣」田谷博吉 阪南大学紀要 社会科学編 25巻1~3号 1989年1月
- (5) 『江戸時代の紙幣』国立資料館編 鶴岡実枝子 財団法人 東京大学出版会 1993年 1月
- (6) 「近世経済発展と藩札の発行」作道洋太郎 社会経済史学48巻2号 1982年7月
- (7) 『御師』季刊 株式会社大林 43 1998年
- (8) 「羽書考」横井時冬 史学雑誌 第15編第9号
- (9) 『貨幣-日本史小百科』(3)に同じ
- (10) 『山田羽書の事歴』(1)に同じ 71<sup>頁</sup>-3<sup>頁</sup>
- (11) 同上 77<sup>頁</sup>-3<sup>頁</sup>
- (12) 同上 80<sup>頁</sup>-3<sup>頁</sup>
- (13) 「溜まり羽書」とは引替店で正貨と兌換の上、引揚げられ、「封付け」されたもの
- (14) 『山田羽書の事歴』(1)と同じ 89<sup>頁</sup>-3<sup>頁</sup>
- (15) 同上 101<sup>頁</sup>-3<sup>頁</sup>
- (16) 同上 141<sup>頁</sup>-3<sup>頁</sup>
- (17) 同上 186<sup>頁</sup>-3<sup>頁</sup>

参考文献 上記の(注)に記載されているものは除く。

- 『江戸物価事典』第7版 小野武雄編 展望社 1998年3月  
『宇治・山田市史』第8章経済第1節羽書 宇治・山田市 1929年  
『日本経済史』第2版 石井寛治 東京大学出版会 1991年3月  
『江戸の市場経済』-歴史制度分析からみた株仲間- 岡崎哲二 講談選書MfI 1999年1月  
『日本通史』岩波講座 第12巻近世2「貨幣の機能」安国良一 岩波書店 1994年3月  
『貨幣論』 岩井克人 筑摩書房 1993年3月  
『貨幣』岩波現代叢書 D,H,Ⅷ<sup>頁</sup>-トツ著 安井琢麿 熊谷尚夫訳 1956年12月  
『貨幣理論』東洋経済新報社 J,ヒックス著 江沢太一、鬼木 甫訳 1972年11月

- 『日本の貨幣の歴史』吉川弘文館 滝沢武雄 1996年3月
- 『江戸の貨幣物語』東洋経済新報社 三上隆三 1996年3月
- 『おかねの話』鈴木武雄 岩波新書 1967年11月
- 『お伊勢まいり』西垣晴次 岩波新書 1983年12月
- 「江戸時代に於ける貨幣相場に関する若干の歴史的研究」三井高維 社会経済史学第1巻2号 1931年
- 「江戸時代の貨幣相場変動の史的研究」三井高維 社会経済史学第1巻3号 1931年
- 「徳川時代社会経済論の本質」野村兼太郎 社会経済史学 第3巻8号 1933年
- 「尾張藩の財政と藩札」1～4 所 三男 社会経済史学 第4巻7号～ 1934年
- 「仙台藩銀札発行顛末」伊東信雄 社会経済史学 第18巻2号 1951年
- 「山田羽書流通上の諸問題について」妹尾守雄 社会経済史学 第37巻2号 1971年
- 「藩札史の地域別考察」山口利雄 社会経済史学 第49巻2号 1983年
- 「徳川期における小額貨幣」-錢貨と藩札を中心に- 藤木隆士 社会経済史学 第57巻2号 1993年
- 「委託研究からみた藩札の流通実態」鹿野嘉昭 日本銀行金融研究所 金融研究/1996年12月
- 「日本の貨幣・金融史を考える」の模様 対談 日本銀行金融研究所 金融研究/1997年6月
- 「江戸期貨幣制度のダ`ケスム」岩橋 勝 日本銀行金融研究所 金融研究/1998年7月

以上